

道路占用制度について

国土交通省 道路局 路政課 道路利用調整室

(昼食後、何やら落ち着かない大野くん)

栗本係員

大野君、さっきからキョロキョロしてどうしたの？

大野係員

今日から隣の席に道路管理業務が初めての方が来るみたいで。
先輩としてしっかりフォローできるか心配ですが、頑張ります！

栗本係員

そういえば、今日からだったね。
わからないことばかりだと思うから、一から丁寧に教えてあげてね。じゃあ、任せたよ！

大野係員

はい！そろそろ来る時間なんだけどな、
(ガチャッ)

川上係員

はじめまして。本日付でこちらの部署に配属となりました、川上と申します。
一生懸命頑張りますので、どうぞよろしく願いいたします。

大野係員

大野と申します、今日からよろしくお願ひします。
まず、何から始めればいいのかわからないと思うから、私たちが日頃扱っている道路占用制度について簡単にお勉強しよう。

川上係員

はい、よろしくお願ひします。
早速わからない単語が出てきたのですが、道路センヨウとは何のことでしょうか。

大野係員

「道路占用」とは、道路上に電柱や公衆電話を設置するなど、道路に一定の物件や施設などを設置し、

継続して道路を使用することだよ。そして、道路は一般の自由な通行を本来の目的としているから、道路を占有するためには道路管理者の許可が必要になるんだ。

道路とは一般交通の用に供する（不特定の一般大衆の用に供する）道だから、みんなが使う道に何かを置く場合は、その道を使うみんな（歩行者や車）の邪魔にならないようにする必要があるんだ。

川上係員

なるほど。普段、道を歩いていると電柱や看板を見かけますが、道路敷地内であれば、基本的には許可が必要だったんですね。ちなみに道路管理者というのは誰のことを指すのでしょうか？

大野係員

道路管理者とは、道路の管理権限ないしは管理行為を行う者のことを指すんだ。一般的には、指定区間内の国道であれば、国土交通大臣、指定区間外の国道や都道府県道であれば都道府県が、市町村道であれば市町村、が道路管理者にあたるよ。

川上係員

ということは、その区間を管轄する道路管理者に許可を得る必要があり、許可をもらう申請先も分かれているということですね！

大野係員

その通り。道路管理者が誰かによって申請先が違うんだ。また、道路占有許可は、道路法第32条等に規定されている物件に該当するか（該当性）、道路法第33条の許可基準に適合するかどうか（道路法32条の該当性、無余地性の基準、政令の基準）を道路管理者が総合的に判断したうえで許可されているんだ。もし、道路上に物件を置きたい、若しくは占有物件の維持管理について困ったことがあれば、その道路を管轄する道路管理者に聞いてみるというのが定石だね。

川上係員

なるほど。ちょうど大学時代の友人が人通りの多い道路で募金活動をしたいと言っていたので、道路管理者に問い合わせるよう勧めてみます！

大野係員

川上君、ちょっと待って！

通常の募金活動であれば、継続的に道路を使用するといっても物件などを設置することはあまりないだろうから、道路占有ではなく道路使用にあたるので、道路管理者ではなく警察署長の許可が必要になるんだ。

川上係員

そうなんですか！？

電柱や看板と同様に道路を使用しているので占有かと思いました。

大野係員

確かに同じように道路を使用しているけど、道路占用の場合は継続的にものを「設置」する場合のことだったよね。例えば、電柱を一度設置すれば次の日に撤去されるなんてことは一般的にないから、一定期間は道路上に置き続ける状態になるけど、募金活動などの一時的に道路を使用するような場合は、道路占用許可ではなく、道路交通法第77条第1項の道路使用許可が必要になるんだ。

川上係員

なるほど。同じく道路を使用する場合でもすみ分けがあるんですね。

大野係員

そうだね。とは言っても、道路占用許可が必要な場合は、道路使用許可も必要な場合が多いし、道路で事故が起こった時はもちろん警察と協力して対応する機会が多いから、普段から道路管理者と警察との相互の連携は不可欠だね。

川上係員

大変勉強になりました。ありがとうございます。

大野係員

これからわからないことがあれば何でも聞いてくれ！（誇らしげな大野くん）

栗本係員

お取込み中失礼するよ。大野君、今日中に提出をお願いしていた業務は終わりそうかい？

大野係員

あ、その～、えっと～、(しまった... すっかり忘れていた)
栗本さん、これは事故です。

栗本係員

何を言っているんだい？
とりあえず今から急いで終わらせよう！

川上係員

大野さん、僕も手伝います。普段から相互の連携は不可欠です！

大野係員

川上先輩～！

栗本係員

(大野君... 君ってやつは...)

○道路法（昭和 27 年法律第 180 号）（抄）

（用語の定義）

第二条 この法律において「道路」とは、一般交通の用に供する道で次条各号に掲げるものをいい、トンネル、橋、渡船施設、道路用エレベーター等道路と一体となつてその効用を全うする施設又は工作物及び道路の附属物で当該道路に附属して設けられているものを含むものとする。

2～5（略）

（道路の占用の許可）

第三十二条 道路に次の各号のいずれかに掲げる工作物、物件又は施設を設け、継続して道路を使用しようとする場合においては、道路管理者の許可を受けなければならない。

- 一 電柱、電線、変圧塔、郵便差出箱、公衆電話所、広告塔その他これらに類する工作物
- 二 水管、下水道管、ガス管その他これらに類する物件
- 三 鉄道、軌道、自動運行補助施設その他これらに類する施設
- 四 歩廊、雪よけその他これらに類する施設
- 五 地下街、地下室、通路、浄化槽その他これらに類する施設
- 六 露店、商品置場その他これらに類する施設
- 七 前各号に掲げるもののほか、道路の構造又は交通に支障を及ぼすおそれのある工作物、物件又は施設で政令で定めるもの

2～5（略）

（道路の占用の許可基準）

第三十三条 道路管理者は、道路の占用が前条第一項各号のいずれかに該当するものであつて道路の敷地外に余地がないためにやむを得ないものであり、かつ、同条第二項第二号から第七号までに掲げる事項について政令で定める基準に適合する場合に限り、同条第一項又は第三項の許可を与えることができる

2～6（略）

○道路交通法（昭和 35 年法律第 105 号）（抄）

（道路の使用の許可）

第七十七条 次の各号のいずれかに該当する者は、それぞれ当該各号に掲げる行為について当該行為に係る場所を管轄する警察署長（以下この節において「所轄警察署長」という。）の許可（当該行為に係る場所が同一の公安委員会に管理に属する二以上の警察署長の管轄にわたるときは、そのいずれかの所轄警察署長の許可。以下この節において同じ。）を受けなければならない。

- 一 道路において工事若しくは作業をしようとする者又は当該工事若しくは作業の請負人
- 二 道路に石碑、銅像、広告板、アーチその他これらに類する工作物を設けようとする者
- 三 場所を移動しないで、道路に露店、屋台店その他これらに類する店を出そうとする者
- 四 前各号に掲げるもののほか、道路において祭礼行事をし、又はロケーションをする等一般交通に著しい影響を及ぼすような通行の形態若しくは方法により道路を使用する行為又は道路に人が集まり一般交通に著しい影響を及ぼすような行為で、公安委員会が、その土地の道路又は交通の状況により、道路における危険を防止し、その他交通の安全と円滑を図るため必要と認めて定めたものをしようとする者

2～7（略）